

V

中立国との関係

一 汎米外相會議と南米諸国の中立

433 昭和16年12月11日 在^{ブラジル}石射(猪太郎)大使より
東郷外務大臣宛電報)

「^{ブラジル}外相より日本の対米英開戦後における
対日方針等の聽取について」

リオデジャネイロ 12月11日後発
本省 12月11日夜着

第五一二號(極祕、至急)

十日本使ハ外務大臣ニ面會シ對米英開戦必至ナリシ事情及
我カ戰爭目的ト共ニ南米諸國ニ脅威ヲ與フルカ如キ意圖毫
モ我方ニナキコトヲ説明シタル上貴電合第一五〇八號我カ
政府聲明ヲ手交シタル處外相ハ伯國ニ取リテ親善國ナル日

米カ事茲ニ至リタルハ遺憾ナルモ日本陸海軍ガ開戦數時ヲ
出デズシテ驚嘆スベキ戰果收メタルコトニ對シ日本ノ爲ニ
祝意ヲ表スト述べ尙本使ノ質問ニ答ヘ大要左ノ通り語レリ
一、「ハバナ」會議ノ結果發生シタル「ソリダリテー」ハ伯
トシテハ米ヲ非交戰國トシテ取扱ヒ其ノ「ステータス」

二適合スル便宜ヲ米ニ供與スルニ過ギズ日本ヲ交戰國ト
シテ取扱フコトセルハ日英間ニモ戰爭發生シタルガ爲
ナルモ日本ニ對シテ外交ヲ絶ツトカ宣戰ヲ布告スルガ如
キハ毫モ伯トシテ考へ居ラズ

三、多分一月九日全米外相會議ヲ開催スルコトナルヘシ開
催地ハ「ハヴァアナ」會議ノ決議ニ依レバ今度ハ「リオデ
ジャネイロ」ノ筈ナレ共伯西爾トシテハ之ヲ御允蒙リ
「ソリダリテー」ニ對シ more interested ノ國ニ押付ケタ
ク計畫シ居レリ其ノ會議ニ於テハ「ソリダリテー」ノ具
體的內容ノ討議セラルル譯ナルガ萬事ハ戰爭ノ發展如何
ニ依リ左右セラルベシ

三、交戰國民ノ預金引出シヲ許可制トセルハ(往電第五〇七
號)外國人等ノ取付騒キ發生ヲ未然ニ防止スル臨機ノ措
置ナルカ既ニ民心モ鎮靜シタルニ付一、三日中ニハ制限
ヲ廢シ復舊スル筈ニ付安心アリタシ先日貴大使ニ言明シ
タル通り伯ハ日本人ノ「インテレスト」ヲ害スルコト無

キヲ本旨トス從テ在留日本人ニ對シ壓迫ヲ加フルコト無シ

四、日本語ニ依ル發電ヲ禁シタルハ初耳ナルカ恐ラク檢閱當局カ日本語ニテハ「センサー」シ得サルカ爲ナルヘシD

I Pニ問合セ何分ノ返事ヲスヘシ

過去ニ於テ屢々食言シテ平氣ナル外相ノコトナレハ右談話

ニ全幅ノ信賴ハ置キ難キモ米ニ對シテハ成ルヘク迎合シ乍ラ日獨伊等トハ然ルヘク國交ヲ繫カントスルノ二股膏藥政策ヲ持シ戰局ノ如何ニ依リテ轉換ノ自由ヲ效カス意嚮ナルコト外相(竝ニ「ゴエス」參謀總長)ノ口吻ニ依リテ推察ニ難カラス我方トシテハ右覺悟ノ上此ノ際伯刺西爾ヲ非難シ或ハ報復的措置ヲ執ルカ如キコトナク只管隱忍シツツ之ニ對スル工作ヲ續ケ出來得ル限リ米洲内ニ於ケル我方施策ノ基地タラシムルカ如ク誘導スルコト致度シ當方ニテハ右趣旨ニテ居留民ヲ指導シ居レリ

亞、智、祕露、聖市へ轉電セリ

434

昭和16年12月19日

東鄉外務大臣より
在チリ山形(清)公使宛(電報)

中立關係維持を目的とした對南米貿易推進の
ための諸工作について

本省 12月19日後6時發

第一八七號

御承知ノ通り太平洋作戰ニ於ケル我方ノ戰果ハ豫想以上ニシテ南太平洋ノ制海權確保ノ日モ遠カラサルヘシト豫想セラレ從テ對南米貿易殊ニ對智、祕、等太平洋岸諸國トノ貿易ハ早晚復舊セラルヘク我方トシテハ多少ノ危險ハ之ヲ意トセス商船隊ヲ派遣シ之等諸國カ我國ハ勿論米英兩國ニ依存シ居ル物資ヲモ供給スルト同時ニ銅鐵及硝石等ノ物資買付ヲ行ハント計畫シ居ル次第ナルニ付テハ貴地本邦商社代表ヲ招致セラレ我方ノ前記意圖ヲ御説明ノ上顧客ヨリ差當リ明年三、四月積出ノ註文ヲ取付クル一方買付方御指導相成度尙各商社ノ本件活動ニ對スル反響詳細回電アリ度シ本大臣ノ訓令トシテ在祕公使ニ轉電アリタシ参考トシテ伯大使ヘ轉電アリ度シ

435 昭和16年12月19日

(東郷外務大臣より
在アルゼンチン富井大使宛(電報))

来るべき汎米外相會議での南米諸国の中立維持確保に向けた情報収集方訓令

本省 12月19日後7時発

第二九九號(大至急、外機密)

今次戦争ニ於テ羅米諸國ノ動向ハ敵國國運ノ歸趨ヲ決定ス

ル最大要因ニシテ新年劈頭開催セラルヘキ汎米外相會議ハ

外交分野ニ於ケル眞珠灣作戰トモ謂フヘク伯、亞、智三國

ノ中立維持ハ我方ニ於テ達成スヘキ最小限ノ目標ナリ之レ

ニ關シテハ云フ迄モナク貴官ノ活動ニ期待スル處大ナルカ

本省ニ於テモ之力對策慎重考究中ニテ必要ニ應シ隨時電報スヘキモ十二月十七日開催セル趣汎米外相會議組織委員會ニ關シ左記ノ點貴館情報網ヲ總動員シ大至急御查報相成度

一、委員會ノ空氣

二、米國ノ策動振り

三、委員會參加各國ノ態度

四、本會議上程議題

五、現地獨伊機關ノ對策振り

(譯文ハ別電合第二六一四號ノ通り)

436 昭和16年12月19日

(東郷外務大臣より
在ブラジル石射大使、在アルゼンチン
富井大使、在チリ山形公使他宛(電報))

南米中立諸国に日本側真意を徹底するための

東郷外相メッセージ手交方訓令

付記 昭和十六年十一月十九日發出

「東郷外務大臣メッセージ」

本省 12月19日後6時発

合第二六一二號

今次大東亞戰爭ニ關シ帝國ハ中南米諸國ニ對シテハ何等異圖ヲ有スルモノニ非ス飽迄之等諸國トノ友好關係ノ維持増進ヲ希望スルモノナルコトハ累次往電ニ依リ御承知ノ通りナル處右我方ノ態度ヲ再確認シ南米中立諸國官民ニ我力眞意ヲ徹底セシムル目的ヲ以テ貴官ヨリ本大臣ノ名ニ於テ貴任國外務大臣ヘ別電合第二六一三號ノ「メッセージ」ヲ手交セラレタシ

本電宛先 伯、亞、智、祕

本大臣訓令トシテ伯、智、祕へ轉電アリタシ

(東郷外務大臣より
在アルゼンチン富井大使宛(電報))

編注 別電合第一六一三号及び合第一六一四号は見当らない。

(付記)

東郷外務大臣「メッセイジ」

今次大東亞戰爭ニ關聯シ帝國カ南米大陸ニ何等カノ異圖ヲ

有スルカ如キ宣傳カ米英ノ通信機關ヲ通シテ行ハレ居ル處

帝國カ米英兩國ニ對シ開戦セル眞ノ目的ハ東亞ニ於ケル安定攬亂ノ原動力タリシ米英兩國ノ勢力ヲ擊破シ以テ帝國ノ自存自衛ヲ計ルト共ニ東亞ニ於ケル安定ト繁榮ヲ招來シ進ンテ世界ノ平和ニ寄與セントスルニ在リ從テ南米方面ニ對シテハ何等異圖ヲ有スル次第ニ非ス本大臣ハ貴國政府及貴國民カ前記ノ如キ米英ニ依ル惡意ノ宣傳ニ動カサレサルヘキコトヲ信スルト共ニ貴國トノ友好關係ヲ維持増進セントル帝國政府ノ政策ニハ絶對ニ變化ナキコトヲ茲ニ帝國政府ノ名ニ於テ貴國政府ニ對シ重ネテ通告スルノ光榮ヲ有ス

~~~~~

437 昭和16年12月23日 在ペル  
東郷外務大臣宛(電報)  
東郷外相メッセージに対するペルー外相の反応について

第三四一號

「メッセージ」<sup>(編集)</sup> 遅着二十一日外務大臣ニ面會手交ノ際南米ニ對スル帝國ノ意圖ニ關スル趣旨ヲ敷衍説明スルト共ニ太平洋各地戰果ノ實績及在留商社カ祕露綿買付開始ノ事實ヲ述ヘ國交斷絶ヨリ來ル各種ノ不幸ナル事態ニ付注意ヲ喚起シ中立ノ維持ニ關シ努力方要請セルニ大臣ハ傾聽ノ後日本ノ意圖ハ充分了解出來ルモ何分ニモ祕露ハ地理的ニハ太平洋ノ一國トシテ巴奈馬運河ニ近接シ居リ國際政治的ニハ米洲各國トノ協力ノ必要アリ經濟的ニハ從來英米ニ依存シ居リ國內ニハ各國ノ在留民多ク利害カ錯綜シ居リ剩ヘ兵力ハ微弱ナレハ目下未會有ノ難局ニ直面シ自己ノ意思ノミニテハ萬事決定シ難キ立場ニ在ル旨ヲ遠曲ニ述ヘ祕露ノ立場ニ

ス

伯、亞、智利へ轉電セリ

編注 本メッセージはブラジル及びチリ政府には十二月二十

日、アルゼンチン政府には同二十二日に手交された。

438

昭和17年1月7日

東郷外務大臣 在本邦オットー獨国大使 会談

南米諸国の動向等に関する在本邦獨国大使との意見交換

東郷大臣「オットー」獨大使會談錄

昭和十七年一月七日正午ヨリ一時間十分 於官邸

一、南米諸國ノ動向

「オットー」大使 十二月三十一日在「ベノスアイレス」

獨大使ヨリノ情報ニ依レバ「アルゼンチン」ハ來ルベキ汎米會議ニ於テ全力ヲ盡シテ行動ノ自由ヲ得ント努力シ居リ同國ハ形式上ハ汎米會議ノ聲明ニハ拘束セラルモ其ノ内容上ハ行動ノ自由ヲ有スル旨ノ見解ヲ國際法上樹立セシメントシツツアリ「カステリオ」政府ハ極力北米ノ壓力ニ耐ヘ自國ノ霸權的地位ヲ確立セン

トノ努力ヲナシ居リ近隣諸國就中智利國ト協力シ居リテ右努力ハ尠クモ當分ノ間功ヲ奏スベシ此ノ意味ニ於テ獨外務省情報部長ガ重要ナル南米諸國ハ米ノ壓力ニ從フモノニ非ル事ヲ聲明セルハ正當ナリト信ズ

東郷大臣 南米諸國ノ動向ニ就テハ種々ノ情報ヲ受ケ居ル處大體從來ヨリ本大臣ノ說明シ居レル通「アルゼンチ

ン」及智利兩國ハ殊ニ北米ノ壓迫ニ對抗セントノ氣持ヲ有シ「ブラジル」「ペルー」兩國ニ於テモ南米ノ南方諸國ガ「ブロック」ヲ形成シ北米ノ壓迫ニ對抗シ得ル情況ニナルニ於テハコレト行動ヲ共ニシ中立ヲ維持シ度シトノ氣持ガ漸次擡頭シツツアリ就中日本ガ戰爭ニ勝チツツアル情況ガ之等南米諸國ニ強ク反響シ來ルベキ「リオ」會議ニ於テモ中立ヲ維持セントノ氣持強マリツツアル處他方北米ノ之等南米諸國ニ對スル壓迫モ段々強クナリツツアリ前途樂觀ヲ許サザルモノアリ本日「ベノスアイレス」ニ於テ南米ノ南部諸國ガ會議ヲ行フ事トナリ居リ右會議ニ於テ大體之等諸國ノ「ブロック」成立スルヤ否ヤ決スルニ至ルモノト考フ

「オ」 貴大臣ノ見解ハ獨政府ノ見解ト全ク同一ナルハ感銘

ニ堪ヘズ獨外務省情報部長ノ談話モ前途ヲ樂觀シタルモノニ非ズ

大臣 本日祕露公使來訪シ歸國ノ話ヲナシタルニ依リ本大

臣ハ政府ノ命令ナルニ於テハ自分ニ於テ貴使ヲ引留ムル事ハナン得ザルモ貴國ガ中立ヲ維持スルヤ否ノ問題ハ貴使ノ歸國前ニ決定セラル事トナルベシ日祕兩國ガ國交關係ヲ維持スル限り代表者ガ相互ノ國ニ駐在スル事正當ナルベク本大臣個人トシテハ貴使ノ東京ニ居ラル事ヲ正當ト考フルモノナル旨述べ置ケリ同公使ニ就テハ先般貴使ヨリモオ話アリタルニ依リ内密トシテ御傳ヘスル次第ナリ

「オ」 貴大臣ノ「インフルエンス」ニ依リ同公使ガ當地ニ留マル事トナルヲ希望ス

二、「チモル」派兵問題及印度ノ状勢

大使 里斯本獨逸公使ヨリノ情報ニ依レバ葡萄牙兵ノ「チ

モル」派遣ハ「ユオ・ベロス」(Joas Belos)號ニ依リ砲艦ニ護衛セラレテ出發ノ豫定ナリシ處右ハ一時停止トナレリ其ノ理由トシテ英國ハ初メ葡萄牙兵ノ到着ト共ニ其ノ兵ヲシテ「チモル」ヲ撤退セシムル事トナリ

居リタルガ最近ニ到リ英國ハ諸種ノ困難ヲ稱ヘ出シ依テ葡政府ハ英國ト交渉中ナル趣ナリ

在「カブール」獨逸公使ヨリノ情報ニ依レバ印度ニ於テ不安及「ストライキ」起リツツアリ政府ハ右ニ干渉シ得ザルモノノ如シ右不安、「ストライキ」ニシテ如何ナル範圍ニ擴大スベキヤハ不明ナリ「ビルマ」ニ於テモ政治的困難存在スルモノノ如シ尙「ビルマ」ニ於ケル攻撃ノ目標物ニ關スル情報ニ就テハ武官ヲシテ參謀本部ニ報告セシムベシ

大臣 「ストライキ」ノ勃發シ居レル場所又其ノ不安ノ性質ニツキ判明ノ點アラバオ伺ヒ致度元來印度ニ於テハ蘇聯ヨリスル影響アル次第ニテ其ノ不安ガ社會主義的性質ヲ帶ビ居ルヤ又單ナル反英運動ナリヤ

「オ」 其ノ點判明シ居ラズ本國政府ニ報告シ在「カブール」

公使ニ對シ更ニ詳細調査訓令方手配スベシ唯印度ニ於テハ物價騰貴ハ食料品藥品ノ不足大ナルモノアリ右不安ハ經濟的困難ニ由來スト報告セラレ居レリ

三、「ワシントン」會議 「モスコ一」會議

「オ」 反樞軸諸國ノ「ワシントン」會議及英蘇「モスコ一」

會談ニ關シ如何ナル情報ヲ有セラルルヤ訓令ニ依リ御同ヒ致度

大臣 「ワシントン」會談ニ就テハ新聞紙上區々ナル報道

アル處其ノ真相ニ就テハ分明シ兼ヌル次第ナリ唯「ルーズベルト」及「チャーチル」ガ反樞軸諸國及南米ノ大公使ニ對シ何ヶ月後ニ於テハ太平洋上ニ於テモ海上權ヲ獲得スベシトカ其ノ間ハ新嘉坡ヲ維持シ得ベシトカ

或ハ援蔣援蘇ヲ從來同様實行スベシ等々云ヒタル事ハ

事實ナリト思考セラル新聞ニ報道セラレ居ル如ク米英「ソ」ノ間ニ作戰指導ノ統一ニ就テマデ話ガ進ミ居ルヤ否ハ日本政府ニ於テ分明ナラズ莫斯科英蘇會談ニ就テモ詳細判明シ居ラズ唯英ハ戰後斯クスベシトノ好餌ヲ以テ「ソ」ヲ誘ヒタルモ蘇ハ現實主義者ナルニ依リ未來ノ事ニ關スル話ニハ乘リ來ラザリシモノト考ヘラル節アリ貴方ニ於テ具體的情報アラバオ話ヲ承リ度シ

「オ」一般的報告アルノミナリ「ワシントン」會議ニ於テ

ハ米國軍艦ノ移動ニ就キ話サレタルベク右ヲ促進スル事「チ」英首相ノ會談開催ノ目的タリシトノ情報アリ

日本政府ノ代辯者ハ曰蘇關係ニ觸レ居ルモ右「ワントン」會議後成立シタル條約ニ就キ何等力蘇側ヨリ通報アリタルヤ

大臣 右ニ關シ蘇側ヨリ何等ノ通報ナシ本大臣ハ右條約ハ現在戰爭ヲ遂行シ居ル國家間ノ關係ニ關シ日蘇ハ戰爭ヲナシ居ラザルニ付日蘇關係ニハ適用ナキモノト了解シ居レリ

#### 四、其他

「オ」「ヒツトラ」大島會談ニ就キテハ柏林ヨリ報告アリタルモノト思考スル處御必要ナラバ獨蘇戰ニ就テモ御說明致スベシ右ニ關シテハ陸軍武官ヨリ軍側ニ絶エズ報告セシメ居レリ獨蘇戰ニ關スル米國ノ宣傳ハ著シク誇大ナルモノニテ米ハ南米諸國ニ影響セシメントノ意圖ナルベシ

大臣 「ヒ」大島會談ニツキテハ伯林ヨリ報告アリ未ダ全

部見居ラザルモ右報告中ニハ獨蘇戰ノ狀況モアル由ニ

テ右ヲ見タル後御話スル事ト致度  
「オ」蘭印ハ事實上何等カノ關係ニ於テ戰爭行爲ニ出デ居ルヤ又「チモール」島占據問題ニ就キ御伺ヒ致度

大臣 蘭印ハ潛水艦、飛行機ニヨリ日本ニ對シ或ル程度ノ

活動ヲナシ居レル由聞キ居レリ「チモール」ハ和蘭兵及濠洲兵之ヲ占領セルモノナルガ葡ハ英ニ對シ強ク抗議ヲセル由ノ報道ヲ受ケ居レルモ其ノ程度ニ就キテハ日本側ニ於テハ分明シ居ラズ葡トシテハ英ニ對シ強キ態度ニ出デ得ザルモノト考ヘラル

「オ」貴大臣ハ且テ蘭印ノ新嘉坡ノ陷落後ニ於テハ對日戰

ニ出デザル可能性アリト話サレタリ過般ノ關係ニ就キ

御説明願度

大臣 蘭國政府ハ對日戰爭ノ宣言ヲナシ居ルモ日本側ハ宣

戰ヲナシ居ラズ日本ハ其ノ必要ナキニ於テハ蘭印ト戰

爭ヲ好ムモノニ非ズ蘭印ニ於テ無益ノ抵抗ヲナサザル

ハ當方ノ希望スル所ナルガ和蘭人ノ頑強ナル性質ニ就

テハ貴使モ御承知ノ通ニテ今後ノ見透シハ判然トハ付

ケ兼ヌル次第ナリ

「オ」此ノ一週間内ニ獨船二隻日本ニ到着セリ一隻ハ機械

ヲ積載シ居リ右船舶ノ到着ハ喜バシキ次第ナリ若干ノ

損害ヲ見越スニ於テハ右船舶ニヨル恒久的連絡ハ實行

可能ナリ尙右一船ハ約三ヶ月ノ日子ヲ要シタルモ大ナ

ル困難ニハ遭遇セザリシ由ナリ

大臣 右ハ非常ニ結構ナル事ニテ今後日獨ノ海上交通が段々ト確實ニナリ又増進セラル事ヲ希望スルモノナリ曰 獨兩國ノ協力關係ハ交通路ニ負フ事極メテ大ニシテ潛水艦ニヨル輸送「コンヴォイ」等考ヘラル次第ナリ

右海上ノ交通ノ確保ノ可及的早ク到着スル事冀念ニ堪エズ

「オ」日本ニトリ機械類獨ニトリ「ゴム」等ハ極メテ必要ナル次第ニテ今後獨側ニ於テハ全力ヲ盡シテ努力スベシ

大臣 日本トシテモ出來ルダケノ事ヲ致度

~~~~~

439 昭和17年1月8日 在^{ブラジル}石射大使より
東鄉外務大臣宛(電報)

汎米外相會議に對する^{ブラジル}等中立國の態

度について

リオデジャネイロ 1月8日後発

本省 1月8日後着

一月七日貴電第一六號ニ關シ再電左ノ通
(1)

一、外相會議ニ對スル伯ノ確定的態度如何ニ付テハ獨側トモ
聯絡ノ上探知ニ努メ居レルカ伯カ亞、智兩國ト不戰「ブ
ロック」ヲ組ミ居ルコトハ大體間違ナキ様ニシテ(往電

第六一七號及第一八號參照)特ニ強力ナル壓迫ナキ限り
此ノ足竝ハ亂レサルモノト一應想像シ差支ナカルヘシ

二、然ルニ右三國ハ裁量ノ餘地ヲ存シ居ルモノノ如ク一方

「カリブ」附近諸國宣戰乃至斷交組ハ必スヤ中立國軍ヲ
自國ナミニ引込マント活躍ヲ爲スヘク茲ニ羅米國全體力
對樞軸斷交ニ落チ込ム可能性大潜ムモノト思ハル(本電
第四項外相トノ會談ニ依リ其ノ感ヲ深クス)

三、米ノ立場ヲ肘要スルニ程度ノ差コソアレ事實上米ノ與國

トナリ居ル現中立國群ヲ驅テ宣戰セシメ戰爭ノ危險ニ直

面セシムルコトハ却テ責任ヲ生シ又手足纏トナルヘク夫

レヨリハ斷交ヲヤラセ體ヨク樞軸側機關ノ活動ニ對スル
方ヲ得策トスルモノトモ考ヘラル

四、本四日本使トノ會談ニ於テ外相ハ質問ニ答ヘ伯ハ其ノ國
土カ侵略又ハ攻擊ヲ受ケサル限り宣戰スルコト絕對ニナ

シ(亞、智兩國ト不宣戰諒解ニ付テハ本使ニ打明ケス本
シ)

使モ承認追求セス)斷交モ之ヲ爲ス意嚮ナシ尤モ會議ニ
於テノ參加國全體力斷交ニ贊成スル如キ場合會議ノ「ホ
スト」國トシテ伯ノミ之ニ反對ハ出來スト言ヘリ
(3)
依テ本使ハ宣戰問題ニ付テモ同様ノコトヲ言ヒ得ル譯合
ナラスヤト反問セルニ外相會議參加國中十箇國ハ宣戰ニ
反對ノ意見ナルニ付事實上伯國力宣戰ヲ餘儀ナクセラル
ルコトナシト思考スト說明セリ

五、以上ノ情報乃至會議ヨリシテ本使ハ「リオデジヤネイロ」
會議ハ現中立國ヲ少クトモ斷交ニ導ク可能性大ナリト見
込ヲ着ケ置クコト安全ナリト思考シ之ニ處スル準備ニ着
手セルカ其ノ場合特ニ心得ヘキコトアラハ此ノ際至急御

電示ヲ請フ

亞、智、祕ヘ轉電セリ

~~~~~

440

昭和17年1月12日 在チリ山形公使より  
東郷外務大臣宛(電報)

汎米外相會議における対日断交決議阻止の方  
策につき意見具申

サンティアゴ 1月12日前発  
本省 1月13日前着

〔第四〕二號(至急)

「リオデジヤネイロ」會議ニ於ケル對日斷交ノ議決ハ是非共之ヲ喰止メタク之カ對策トシテ本使ノ思付左ノ通り申進ス

(コト至難トナレリ從テ羅米諸國力斷交ト謂フカ如キ度ヲ越シタル米國援助ノ必要無キコト  
(二) 羅米諸國ノ米國ニ對スル地位ハ軍事資材供給等ニ基因シ頗ル優勢トナリタルニ付米國ノ要求ニ聽從スル必要無キコト

一、帝國ハ日米戰ニ依ル影響ヲ羅米諸國ニ對シ出來得ル限り少クセント努メツツアルコトヲ聲明スルコト(右ハ羅米諸國船舶ノ航行ヲ大目ニ見又我方ヨリ貿易ヲ再開シ羅米ノ經濟生活ヲ窮迫セシメストノ底意ニテ獨伊モ同様ノ聲明ヲ爲サハ一層效果のナリト存ス此ノ點「エラスクス」

(上)院議員モ切言シ居タリ  
(ト)  
(三)帝國政府ハ對日斷交<sup>(交カ)</sup>ノ非友誼的行爲ト認メ之ニ對應スル措置ヲ執ラサルヲ得サル旨聲明スルコト

四、帝國政府ハ對日斷交ヲ宣戰ニ準スルモノト認メ適當ノ措置ヲ執ルコトアルヘキ旨ヲ宣言スルコト

右三、及四、ハ所謂「ブラツフ」ニシテ效果大ナルト共ニ逆效果ヲ生スル惧アルニ付之カ實行ニ當リテハ慎重考量ヲ

要スルコト勿論ナリ又右聲明ハ日獨伊三國共同ニテ行フコト最モ得策トスヘシ(特ニ智利ハ最モ國內ニ於ケル獨

(イ)羅米諸國ハ他國ノ政策ヲ前例トシテ之ニ左右セラルル

條約上ノ義務ナキコト

(ロ)北米ハ獨伊ニ對シ斷交セサリシコト  
(ハ)米洲連帶ノ實質ハ米國カ羅米諸國ヲ救援スルノ建前ナ  
リシカ今ヤ米國ハ軍事的ニモ經濟的ニモ之ヲ實行スル

コト最モ得策トスヘシ(特ニ智利ハ最モ國內ニ於ケル獨

# 一 汎米外相会議と南米諸国の中立

逸人ノ勢力強キヲ以テ反獨的政策ヲ採ルコト困難ナリ從テ三國共同ノ歩調ハ智利側ヲ牽制スル力大ナルヘシ)  
五、如何ナル場合ニ於テモ實力ヲ行使シ例へハ我潛水艦等ニ  
テ中南米線ノ航行ニ支障ヲ與フルトキハ激シ易キ羅米人  
ノ性格ニモ鑑ミ戰爭ヲ誘致スルノ虞大ナルニ付右ハ在留  
邦人ノ資産企業及將來ノ友好關係ト現戰爭遂行上ノ羅米  
ノ價值トヲ比較シ慎重考究ノ後初メテ實行シ得ヘキモノ

ト思料ス

伯、亞、祕露へ轉電セリ

441 昭和17年1月13日

在ブラジル石射大使より  
東郷外務大臣宛電報

對日斷交決議阻止のため発表する声明は過  
度に威圧的とならぬよう注意喚起

リオデジャネイロ 1月13日後発

本 省 1月14日後着

第四四號(極祕、館長符號扱)  
「リオ」會議ニ於ケル對日斷交等ノ決議成立牽制ノ對策ト  
シテハ我方ノ戰果ヲ正當ニ理解セシムル方法以外ニハ例ヘ

ハ近キ將來ノ通商再開ノ可能性等ヲ說示スルモ近視眼の南  
米諸國ニハ仲々納得ユカス左リトテ我方カ息リ立チテ强硬  
ナル聲明等ヲ爲スコトハ今後我方ノ立場ヲ窮屈ナラシムル  
結果トナルヘク當方現場ニ於テモ良キ智恵ハ出テサルモ此  
ノ上モ牽制ノ手トシテノ本使ノ思付ハ

一、日本時間十六日位ニ議會内又ハ首相官邸ニテ臨時閣議力  
行ハレタルコトニシ

二、其ノ上ニテ情報局ヨリ「右會議ニ於テ現下ノ國際諸問題  
ニ關シ熟議セル」旨ヲ發表シ

三、更ニ同盟TO「ステファニア」ヲシテ消息通ノ話ニ依レ  
ハ右會議ハ「リオ」會議ニ關スルモノナルカ内容ハ極祕

ニ附セラレ居ル旨海外ニ電報セシメ又會議ニ放送セシム  
四、同時ニ獨伊ニモ何等カノ「ゼスチュア」ヲ取ラシムルコ  
トノ可否ニ付テハ本省ノ御裁慮ニ從フ

右案ノ狙ヒ所ハ政府カ何等「コミットメント」ヲ作ルコト  
無クシテ中腰ノ南米諸國ニ或程度ノ威壓ヲ加フル點ニアル  
モ威嚇カ過キレハ會議ニテ樞軸側ハ侵略ノ危險ヲ云々セラ  
ルル道具ニ逆用セラルル惧アルニ付テハ本案御採用ノ時ハ  
充分手心ヲ加ヘ單ニ一ノ試トシテ實行セラル程度ニシ絶

對ニ強キニ過キサル様致度シ  
亞へ轉電セリ

442 昭和17年1月14日 在

(<sup>1</sup> ブラジル石射大使より  
東郷外務大臣宛電報)

### 汎米外相會議に関する独伊等の觀測について

リオデジャネイロ 1月14日後發  
本省 1月15日後着

第四七號

「リオデジャネイロ」會議ニ關シ數日來本使ハ獨伊大使ト  
ノ聯絡ヲ一層密接ニスルト同時ニ法王使節及葡國大使トモ  
接觸シ居レルカ其ノ概況左ノ通り

一、獨逸大使ハ本使ト略杞憂ヲ同シウシ往電第二三號ト同趣

旨ノ所見ヲ本國政府へ電報セリ  
四、前記亞國外相ノ聲明ハ相當當方面ニ利用アリタルコトハ  
事實ニシテ新聞等ニ現ハレ居ル「ア」外相ノ言動カ大分  
慎重ニナリタルハ其ノ影響ト思ハル亞國及ニ味方スル  
ト見テレツツアルモノノ如キ祕、「パ」諸國カ一致シテ  
毅然タル態度ヲ持續スルニ於テハ斷交組ノ運動ヲ阻止シ  
得ヘキ望アリ尤モ伯國カ亞國ノ態度ヲ支持スヘキヤハ尙

ノ觀測ヲ有シ居レリ  
二、從來最モ悲觀的ナリシ伊大使ハ案外樂觀シ居レリ(亞發  
大臣宛電報第一五號ノ亞外相ノ聲明ニ望ヲ囁ス)南米諸  
國カ國交斷絕ヲ爲ストスレハ米ニ對シ「イニシアティヴ」  
ヲ採リタルノ故ヲ以テ日本丈ケニ對シ爲スヤモ知レスト  
頗ル疑問ナリト思ハル

三、葡國大使ハ對樞軸關係ニ於テ南米諸國ヲシテ現狀ヲ維持  
セシムル様勸說方本國政府ヨリ訓令ヲ受ケ先達テ之ヲ

「アラニヤ」外相ニ申入レタル處「ア」ハ往電第二三號

本使ニ對スルト同様ノ返事ヲ爲シタル由ナリ又同大使ハ  
要人達ニモ勸說中ナル旨語レリ(葡大使ハ特ニ極祕ニ請  
フト云ヘリ)尙同大使ハ亞國カ前記亞外相ノ聲明ノ如ク  
毅然タル態度ヲ採ル以上伯國トシテモ慎重ナル態度ヲ採  
ラサルヲ得サルヘシト觀測シ居タリ

亞、智、祕へ轉電セリ

443

昭和十七年一月16日

在ブラジル石射大使より  
東郷外務大臣宛(電報)

### 汎米外相會議の開会について

別電一 昭和十七年一月十六日発在ブラジル石射大使

より東郷外務大臣宛第四八号

開会式におけるブラジル大統領の演説

二 昭和十七年一月十六日発在ブラジル石射大使

より東郷外務大臣宛第四八号

本會議における米国國務次官の演説

リオデジャネイロ 1月16日前發

本 省 1月16日後着

第四五號

第三回汎米外相會議ハ本十五日開會午前中外務省ニ於テ  
「アラニヤ」外相假議長ノ下ニ豫備會議(祕密會)開催シ  
各會議ノ構成議事手續會期(「ウエルズ」)ノ提言ニ依リ二十  
六日閉會ニ決定)等ヲ決定午後五時半「チラデンテスグー」  
ニ於テ先ツ大統領ノ歡迎ノ辭智利外相ノ代表トシテノ答辭

アリタル上第一回本會議ニ入り「アラニヤ」ハ正式ニ議長ニ推サレ又「ウエルズ」以下各代表ノ演説アリタリ大統領及「ウエルズ」ノ演説要旨別電ス尙十六日午前十時半ヨリ第二回本會議開催ノ豫定

亞、智、祕へ轉電セリ

(別電一)

リオデジャネイロ 1月16日前發

本 省 1月16日夜着

第四八號

外相會議劈頭伯大統領ハ三六年「ブエノス」會議以來今次會議ニ至リタル經過ヲ述ヘタル後大要左ノ如ク演説セリ  
米洲ニハ其ノ存在ヲ見サル軍事同盟ノ發動ニ依リ歐洲ニ發生セル紛争ハ客年十二月遂ニ米洲ノ主權ヲ脅スニ至レリ太平洋ニ於ケル對米攻擊ニ次キ獨伊ノ對米宣戰トナリ吾人ハ再ヒ會合スルノ已ムナキニ至レリ吾人ハ此處ニ相會シ被侵略國ニ對スル連帶ヲ表明シ慎重ト決意ヲ以テ米洲各國民ニ對スル保障竝ニ保護方法ヲ決定スルコトナレリ本會議ノ「プログラム」ハ防衛ヲ第一戰ト爲スモノニシテ右ニ關ス

ル伯國ノ態度ハ周知ノ通りナリ米洲大陸ニ戰爭ヲ齎シ吾人

ノ生活ニ新紀元ヲ劃セル十二月七日以來吾人ハ傳統的對外政策ニ關シ決定的態度ヲ持スルニ至リタル處右ハ最近數次ニ亘リ反復確認セル汎米約束ニ忠實ナランカ爲ナリ伯國ノ意嚮ハ外國ノ侵略ニ對シ寸毫ト雖其ノ領域ヲ擁護スルニアリテ領域及領海ヲシテ友邦侵略ノ據點タルヲ許サス吾人ハ協同防衛ニ對シ何等犠牲ヲ惜マス且米洲ノ安全ヲ危險ナラシムル一切ノ外敵侵入防止ノ爲凡ユル措置ヲ辭セサルモノナリ(續イテ經濟協力問題ニ言及シ大陸ノ生產力旺盛ナルコトヲ舉ケ米洲民カ非常時ノミニ一時のニ連帶ヲ云々スルヲ排シ經濟的文化的協力ノ必要ヲ強調シ)相似タル言語ト共通ノ宗教ヲ有シ且同シ政治的根幹ヲ有スル米大陸ハ人類史上空前ノ自由國家ノ最モ強力ナル同盟結成ノ要素ヲ具フルモノナリ

## (別電二)

リオデジヤネイロ 1月16日前發  
本省 1月17日後着

## 「ウエルズ」演說要旨

今次世界大戰勃發後米洲諸國ハ巴奈馬及ヒ「ハヴァアナ」兩會議ニ於テ其ノ防衛及ヒ協力ニ關スル措置ヲ取レリト冒頭シ「ヒツトラー」ノ世界政策ノ躍進ト今日ニ至ル迄ノ暴戾ヲ難シ米カ各民主國ノ獨立ト自由ノ爲努力ヲ傾ケ來リタル所以ヲ絃シ米ハ十ヶ月餘ニ亘リ日本ト交渉ヲ重ネ太平洋和平ノ維持ニ努メタルカ三國同盟以來「ヒツトラー」ノ手先トナリタル日本ハ國內反對分子ヲ押切リ會商中「ヒツトラー」式ノ裏切的ノ布哇破綻ヲ敢行セリト述ヘ更ニ「ヒツトラー」カ數々ノ嘘ヲツキタルコトハ世間ノ知ル處ナルカ日本ノ南米諸國ニ對シ何等意圖ヲ有セストノ言明モ日本カ米國ニ對シ從來同様ノ言辭ヲ弄シ居タルコトヲ思ヒ比ヘル要アリ殊ニ日本カ南米ニ商船ヲ寄越ス計畫アリト言フハ(虚構)ノ宣傳ニ過キス日本船カ來レハ直ニ擊沈セラルニ非スヤト論セリ

次ニ獨伊ノ蘇聯及ヒ北阿等ニ於ケル敗戰ノ狀ヲ述ヘタル後華府條約ニ依リ比島ノ防備ヲ爲ササリシニ反シ日本ハ南洋諸島ノ防備ヲ嚴ニシ居タリ其ノ結果日米開戰ノ際比島ノ兵力ハ微々タリシカニヤ米英艦隊ハ太平洋ヲ發シ日本ハ四面

ヨリ包囲ヲ受ケ存立ヲ脅カサレ原料補給ノ途ヲ絶タレタリト攻撃シ又米國ハ日本ト開戦後他ノ米洲諸國ニ對シ其ノ執ルヘキ態度ニ關シ何等干涉セル事實ナキ處各國ハ其ノ利益ニ基キ其ノ裁量ヲ以テ各々進ムヘキ道ヲ定ムヘキ次第ナルモ米洲間ノ義務及ヒ連帶ノ精神ニ照シ未タ參戰ン居ラサル諸國ト雖モ其ノ領土カ樞軸國ノ求援等ニ依リ陰謀又ハ攻撃ノ基地トシテ利用セラレサル様措置スヘク樞軸側外交代表者ハ最近國際慣例ニ依ル特權ヲ利用シ米洲諸國間ノ疎隔及ヒ内亂誘發ニ躍起トナリ又其ノ領事館ハ「スパイ」ノ元締ト言フヘク是等代表者カコノ上引續キ西半球ニ留マリ居ル事ハ交戦中ノ他ノ米洲國ニ取り甚タ危險ニテ現ニ樞軸國領事ハ本國潛水艦ヲ誘導スル爲船舶ノ行動ヲ諜報シ又樞軸外交官ニシテ米洲交戦國ノ軍事情報ヲ報告シ居ラサル者ナント毒ツキ西半球ト樞軸側トノ財政乃至通商上ノ一切ノ取引ヲ阻止スル爲ノ措置ヲ強化スル必量ヲ論シタル上最後ニ「ヒットラー」及ヒ其ノ怪奇ナル寄生虫共ヲ絶滅シ獨逸ヒ日本ノ軍部ヲシテ今後絶對二人命ヲ損傷スルノ機會カ來ラサルコトヲ悟ラシメサル限り世界ノ平和ハ望ミ得スト結ヘリ

444

昭和17年1月16日

在ブラジル石射大使より  
東郷外務大臣宛(電報)

汎米外相会議開会式及び第一回本会議における各國代表の演説について

第四七號

リオデジャネイロ 1月16日後発  
本省 1月16日後着

外相會議開會式ニ於ケル伯大統領ノ演説ハ別電ノ如ク對米連體ヲ強調シ乍ラモ抽象的ニシテ之ニ答ヘタル智利代表演説ハ當方豫期シタル所ヨリハ惡調ナレトモ大シタルコトナク次テ第一回本會議ニ於テ爲シタル米「ウエルス」ノ演説ハ追電ノ如ク南米諸國トシテ樞軸側ニ對シ執ルヘキ「ステップ」ヲ示唆シ頗ル爆彈的ナリ其ノ目的トスル所ハ之ニ依テ區々ナル各代表ノ意嚮ヲ制壓セントスルモノナルヘシ

亞、智、祕ヘ轉電セリ

445

昭和17年1月16日

在ブラジル石射大使より  
東郷外務大臣宛(電報)

汎米外相会議への具体的対処策につき在ブラ

## ジル日独伊大使による申合せについて

リオデジヤネイロ 1月16日後発

本省 1月17日後着

書記官長ニ面接シ大統領ヘノ意思傳達ニ當ルコト  
四、日本ハ智利大使ニ面談說示スルモ右不可能ナルトキハ書  
面ヲ以テス

第五五號(緊急、館長符號扱)  
<sup>(1)</sup>往電第四四號ニ關シ

本十六日午前日獨伊三國大使會合シ右形勢ニ對處方現地ニ  
於テ出來ル丈ケノ努力ヲ試ムルコトニ相談一決シ出先ノ裁  
量ニ依リ不取敢左ノ「ステップ」ヲ採ルコトニ申合セタリ  
一、南米諸國カ斷交ヲ爲スカ如キハ自ラ中立的立場ヲ放棄ス  
ルモノニシテ名ハ斷交ト云フモ實ハ宣戰ニ等シク自ラ戰  
爭ノ渦中ニ投スルモノナリ日獨伊トシテハ現在伯國初メ

趣旨ヲ「フォーマリー」ニ說示シ會議ノ「ホスト」國タ  
ル伯國政府ニ打電セシムル様措置方日獨伊大使ヨリ各自  
政府ニ具申スルコト

446 昭和17年1月17日

東郷外務大臣より  
在チリ山形公使宛(電報)

### チリ政府に対し同国船舶航行安全の確保等に

#### つき説明方訓令

本省 1月17日後8時35分発

第一三號(緊急)

伯大使發本大臣宛電報第五一號ニ關シ

大東亞戰爭ノ段階ハ既ニ香港、「マニラ」共ニ陥落シ「シ  
ンガポール」ノ陥落モ旬日ヲ出テサルヘク東亞ニ於ケル帝

國ノ地位ハ經濟的並ニ軍事的ニ確固不拔ナルモノトナリタ

二、「アラニア」外相ニ對シテハ三國大使共各自書面ヲ出ス  
ス趣旨ノ書面ヲ各自認メ次項ノ如ク通知ス  
外日本ハ伯陸軍大臣參謀總長ヘ出スコト  
三、獨ハ陸軍武官ヲ陸軍大臣及參謀總長ヘ派シ伊ハ大統領府

ル處右ハ太平洋岸ニ面スル智利國トシテ多大ノ關心ヲ惹キ

リオデジャネイロ 1月17日前發

居ル所ナリト思考セラルニ付智利政府ニ對シ再度左ノ三

本省 1月17日夜着

點ヲ申入レラレ米ノ威壓ニ屈セス共同斷交案反對方極力御

措置アリタシ

一、太平洋ニ於ケル制海、制航權ハ既ニ我手ニ歸シ帝國ハ着々

戰果ヲ擴大シツツアルコト

一、屢次往電ノ通帝國ハ中立ヲ維持スル南米諸國ノ通商殊ニ

智利ノ南米友好國トノ通商ヲ維持スル爲ノ智利船舶航行

安全確保ノ爲好意的考慮ヲ拂フ用意アルコト

一、今春乃至遲クモ今夏頃ハ日、智通商再開ノ豫定ヲ以テ目

下着々配船準備中ニシテ本邦商品ヲ供給スルト共ニ智利

ヨリ物資買付ヲ行フヘキコト

亞、伯、祕へ轉電アリタシ

~~~~~

447 昭和17年1月17日 在(ブラジル石射大使より)
東郷外務大臣宛電報

汎米外相會議第二回本會議における各國代表

の演説について

吾人ノ態度ニ關シ惡質ノ批判アリ「リオ」會議諸代表モ之ニ動カサルルコトナキヲ保セサルモ亞ノ態度ハ從來ノ對外政策ト同シク純正ニシテ對米協調ニ付テモ協力ヲ惜シムモノニアラス殊ニ吾人カ米ヲ非交戰國ト認メタル如キハ更ニ極端ナル措置ヲ執リタル他國ヨリ米ニ對シ更ニ大ナル利益

ヲ齎ラスコトヲ信スルモノニシテ亞代表ニ與ヘタル訓令モ
協調主義ニ外ナラス米洲共同利益ニ關スル限り吾人ノ態度
ハ眞劍且誠實ナルコトヲ確認スルモノナリ

448

昭和17年1月17日

在⁽¹⁾ブラジル石射大使より
東郷外務大臣宛(電報)

チリ政府代表に對して対日断交の場合に被る

べき不利益等につき説明

リオデジャネイロ 1月17日後発
本省 1月18日後着

第六一號(至急)
往電第五一號ニ關シ

一、本使本十七日午前智利大使(智利代表ノ一人)ニ面談セリ
先ツ本使ハ過日在智山形公使ヨリノ來電ニ依リ智利政府
カ穩健公正ナル方針ヲ以テ外相會談ニ臨ム由承知シ喜ヒ
ニ堪ヘサル次第ナリ然ルニ其ノ後會議内空氣惡化ノ模様
ナルカ斷交トモナレハ事實上戰爭ヲ誘發スヘシ蓋シ本使
ハ智利其ノ他南米諸國カ現ニ取リツツアル中立カ變態的
ナルニモ拘ラス之ヲ尙且ツ尊重シツツアル次第ナルニ南

ミ諸國カ自ラコノ態度ヲ捨テルトセハ日本ノ尊重スヘキ
對象物カナクナリ本使トシテモ戰爭遂行上必要ナル手段
ニ出テサル可ラスト思考ス其ノ場合最モ事端ヲ惹キ起シ
易キハ太平洋ヲ隔テ直面シ居ル日本對智 祕、「エ」
諸國ナルヘク之日智兩國ニ執リ甚タ惧ルヘキ事ナリト述
ヘタリ(先方ハ其ノ場合日本ノ執ラル手段如何ト云ヘ
ルニ付具體的ニハ云ヒ得サルモ智利船ノ拿捕等ニ依リ其
ノ海上交通ヲ阻止スル事カ先ツ以テ考ヘラル日本潛水艦
ハ案外近キニ在リト仄カス)
二、智利大使ハ智利ハ其ノ國內事情上現狀以上ニ突キ進ムヲ
許サヌ又自己ノ戰爭ニ非サル今回ノ戰爭ニ捲込マルルヲ
欲セス從テ他國ノ指令ヲ受ケテ其ノ通り動クモノニ非ス
飽迄現狀維持ヲ主張シ斷交ニ對シテハ極力防戰スルノ方
針ニ變化ナシ智利ハ日智友好關係ヲモ充分考量シ居ルモ
ノニシテ現在ハ事實上日本ノ辯護士ノ役目ヲシテ居ル様
ナモノナリ貴大使ノ言ハ外務大臣ニモ傳へ御註文ノ如ク
智利ノ方針ヲ堅持スルノミナラス他國ニ對シテモ出來ル
丈ケ「インフルエンス」ヲ持チ得ヘシト言ヘリ
三、以上會談ハ日本政府ノ訓令ニ基カス本使個人ノ意嚮ニ出

ツルモノナルコトヲ明カニシ置ケリ

(「ヴェネズエラ」)

四、「ゴエス」參謀總長ニ對シテハ昨十六日宇都宮武官ニ於

テ面談申入レヲ爲セリ武官ハ今十七日朝陸軍大臣トモ面

談ノ約束ナリシカ先方ノ都合ニテ果サス委細陸軍電ニテ

承知ヲ請フ

亞、智、祕へ轉電セリ

449 昭和17年1月18日

在ブラジル石射大使より
東郷外務大臣宛電報

米洲連帶ノ基本原則トシテ大國ノ小國ニ對スル經濟的協力
(墨西哥、哥倫比亞、「ヴェネズエラ」)
米洲諸國間ノ海運防衛
(ボリヴィア)

米洲連帶ノ基本原則トシテ大國ノ小國ニ對スル經濟的協力
(墨西哥、哥倫比亞、「ヴェネズエラ」)
米洲諸國間ノ海運防衛
(ボリヴィア)

對日獨伊斷交
(巴拿馬)

米洲外諸國ノ利益代表

(祕露)

汎米外相會議參加各國が提出した決議案發表
について

リオデジャネイロ 1月18日後発

本省 1月19日夜着

第六八號

「リオデジヤネイロ」會議事務局發表昨十七日迄ノ各國提案受理數五〇ナルカ(撤回又ハ修正セラルモノアルヘシ)此ノ内注意スヘキモノ左ノ通り尙伯、亞、智、「ウルグアイ」ハ未タ提案シ居ラサルカ提案期日ハ二十日迄延期セラ

非米洲諸國ノ流罪植民地ヲ米洲ニ置カサルコトノ希望
反樞軸交戰國ヲ非交戰國ト認ムルコト
尙往電第六六號(一)(二)(三)ノ通リノ提案アリ

昭和17年1月18日 在ブラジル石射大使より
東郷外務大臣宛(電報)

メキシコ等提出による対枢軸断交決議案について

リオデジャネイロ 1月18日後発

本省 1月19日夜着

第六九號

往電第六八號墨、哥、「ヴェネズエラ」三國ノ對樞軸斷交
決議案要旨左ノ如シ

米洲各國ハ里馬及「ハバナ」會議ノ決定ヲ考慮シ且日獨伊
ニ依ル世界征服計畫ハ日本ノ對米侵略及宣戰竝ニ之ニ續ク
獨伊ノ宣戰ニ依リ西半球ニ對シ突如實行ニ移サレタルコト
ヲ考慮シ左ノ通り決議ス

一、米洲各國ハ其ノ一國ニ對スル之等ノ侵略ハ全國ニ對スル
侵略竝ニ西半球ノ自由ト獨立ニ對スル直接ノ脅威ト認ム
二、米洲各國ハ右脅威ノ完全ニ解消スル迄其ノ完全ナル連帶
及相互保護ノ爲緊密ナル協力ヲ再確認ス

三、右ニ基キ米洲諸國其ノ連帶竝ニ各自ノ自由及保全ノ爲日
獨伊政府ト政治、通商、財政關係ヲ繼續シ得サルコトヲ
表明シ新世界防衛上個々又ハ協同シ最モ實行的且便宜ト

昭和17年1月19日 在チリ山形公使宛(電報)

チリ政府に對し汎米外相會議における対枢軸
断交決議阻止への協力申入れ方訓令

本省 1月19日前1時50分発

第一四號(緊急)

「リオ」會議ニ付確報ニ依レハ「アルゼンチン」ノミニ
同意セス孤立シ居リ他方「ブラジル」ト「チリ」ハ互ニ責
任ノナスリ合ヒヲミ居ル趣ノ處大勢ハ十九日頃ニハ決定ニ
至ル模様ノ由ナルニ付テハ國交斷絶ハ實質上宣戰布告ト殆
ト選フ所ナキ儀ニ付貴使ハ在伯大使發本大臣宛電報第五五
號ヲモ御參照ノ上大至急任國政府ニ對シ「ア」國ヲ支持シ
會議力斷交ヲ決定スルヲ阻止スル様善處方申入アリ度シ
亞、伯、祕へ轉電セリ

認メラルル措置ヲ取ルヘキコトヲ宣言ス

四、米洲各國ハ侵略諸國トノ政治經濟財政關係復活ノ場合ニ
ハ其ノ復活決定ヲシテ協同且連帶的タラシムル爲各事前
ニ意見ヲ交換スヘキコトヲ宣言ス

昭和17年1月19日

在チリ山形公使より
東郷外務大臣宛(電報)

チリ政府に対し汎米外相会議における中立維持努力方要請について

⁽¹⁾第六四號(大至急、極祕)
貴電第一四號ニ關シ

サンティアゴ 1月19日後発
本省 1月20日前着

十九日午前臨時外務大臣(大藏大臣)ヲ往訪シ政府ノ訓令ニ依リ特ニ伺ヒタル次第ナリト前提シ「リオ」會議ニ於テ智利カ亞爾然丁ト共ニ中立維持ノ爲絶大ナル努力ヲ續ケ居ラルルハ我方ニ於テモ之ヲ多トスルモノナル處外交關係ノ斷絶ハ宣戰布告ト同一ノ結果ヲ招來スル虞多分ニアリ日智兩國ノ傳統的友好關係ニ鑑ミ遺憾至極ナルニ付テハ今後共益々亞國ト共ニ中立維持ノ爲奮闘アランコト切望ニ堪ヘス在「リオ」「ロ」全權ニモ右傳達願ヒ度シト述ヘタル處大臣ハ極祕ノ話ナルカ十七日夜「ロ」全權ヨリ智利側ニ對シ非常ナル壓迫加ヘラレ居ルヲ以テ改メテ政府ノ訓令ヲ仰キ來ルカ現政府トシテハ其ノ過渡的地位(大統領選舉ノ意)ニモ

鑑ミ國交斷絕ト云フカ如キ重大問題ヲ決定スヘキニアラス又斯カル重大責任ヲ執ルヲ肯ンセサルニ依リ十八日「ロ」全權ニ對シ政府ノ方針ハ從前ノ通リニテ何等ノ變更ナキニ付飽迄中立維持ニ邁進スヘキ旨電訓ヲ發シ置キタリ抑モ國交斷絕ノ如キ重大問題ハ議會ノ決定ニ俟チ始メテ行フヲ得ヘキモノナリト思考ス又「リオ」發新聞電報ニハ智利派遣團ニ内訌起リタルカ如ク傳ヘ居ルモノアル處右ハ全ク惡意ノ宣傳ニシテ全權ハ「ロ」一人ノミカ之ヲ有スルモノナレハ意見ノ相違ニ依リ會議對策ニ變更ヲ生スルコトナキハ確言シ得ル處ナリ又貴公使御來談ノ御趣旨ハ早速「ロ」全權ニ通報スヘシト述ヘタリ亞、祕露ヘ轉電セリ

453 昭和17年1月19日

東郷外務大臣より
在ブラジル石射大使、在アルゼンチン
富井大使、在チリ山形公使他宛(電報)

南米諸国に慎重態度を促す情報局部長談話の

発表について

別電 昭和十七年一月十九日発東郷外務大臣より在
ブラジル石射大使、在アルゼンチン富井大使、

在チリ山形公使他宛合第八九号
右情報局部長談話

合第八八號(大至急)

本省 1月19日後5時40分發

「リオ」會議對策トシテ十九日午後情報局堀部長談トシテ
別電第八九號ノ通り發表シ同盟ヲシテ海外ニ「キヤリー」

セシメタルニ付貴地ニテ可然御利用アリタシ

尙獨伊ヲシテ右ト呼應シ夫々發表方在獨伊大使ニ訓令濟
本電宛先伯、亞、智、祕

(別電)

本省 1月19日後8時発

合第八九號(大至急)

アル經濟的打擊ノ緩和ニ資セントヲ希望シ居ルト共ニ
中立ヲ維持セントスル南米諸國トハ戰爭中ト雖モ進テ協
調シテ彼我ノ經濟關係等ノ緊密化ヲ計ラントスルモノニ
シテ之カ爲我方ハ是等諸國カ自國ノ商船ニ依リ維持スル
通商路ノ安全ニ對シ出來得ル限り好意的考慮ヲ拂フ用意
アリ

二、今次戰爭勃發後間モナク「カリビアン」海方面ノ諸國中
ニハ米國ノ壓迫ニ因リ我方ニ對シ宣戰若ハ斷交ノ舉ニ出
タルモノモアリ右ハ我方ノ極メテ遺憾トスルトコロナル
カ元來所謂米洲連帶乃至共同防衛ハ米國カ之ヲ成立セシ
メタル政治的趣旨ハ「ラテン、アメリカ」ノ國カ米洲外
ノ國ヨリ脅威ヲ受ケタル場合米國ノ赴援ヲ期スルニ在リ
從テ其ノ安全ヲ我方ニ依リ何等脅威サレ居ラサル「ラテ
ン、アメリカ」諸國トシテハ米國ノ對日挑發政策ノ結果
發生セル今次戰爭ニ於テ米國ニ追従シテ運命ヲ共ニスル
カ如キ義務アルモノトハ認メラレス

三、今ヤ米國ハ自ラ求メテ太平、大西兩洋戰爭ニ入レル爲愈々
軍事的、經濟的ニ脆弱點ヲ露出シ來リ口先ニテ如何ナル
約束ヲナスモ到底南米諸國ニ實質的ノ援助ヲ爲シ得サル
交易ヲ常態ニ復シ南米諸國カ現下ノ時局ニ於テ蒙リツツ
ルハ勿論ニシテ能フヘクハ成ルヘク速ニ我方ト南米トノ
交易ヲ常態ニ復シ南米諸國カ現下ノ時局ニ於テ蒙リツツ

ハ具眼者ノ等シク認ムル所ニシテ而モ南米諸國ノ米國ニ
對スル立場ハ米國ノ必須トスル軍需資材等ノ供給權ヲ握
リ居ル次第ニ鑑ミ優越的トナリ居ルヲ以テ此ノ際米國ノ
理不盡ナル要求ニ聽從シテ對日斷交等ノ措置ニ出ツルカ
如キハ責任アル南米ノ政治家ノ採ラサルトコロナルヘキ
ヲ確信ス況ヤ國交斷絶ハ惹テ戰爭ニ突入スルノ機運ヲ釀
成スル最モ危險ナル措置ニシテ實質的ニ宣戰布告ト選フ
所ナキハ何人モ之ヲ知ル所ナリ南米ノ中立諸國政府カ米
國ノ爲ニ火中ノ栗ヲ拾フノ擧ニ出テサル様慎重ノ態度ヲ
持セントヲ切ニ望ムモノナリ

454

昭和17年1月19日

東郷外務大臣より
(電報)
在伊國堀切大使、在獨國大島大使宛

汎米外相会議への枢軸国共同措置に関する伊
國側見解と日本の回答振りについて

本省 1月19日発

合第九七號(至急)

十八日在京伊太利大使ヨリ在伯同國大使ヨリノ報告ニ依レ
ハ「リオ」會議ノ形勢ハ「ウェルズ」ノ壓迫ニ依リ惡化シ

本電宛先獨、伊
伯、亞、智、祕ニ轉電セリ

ル上ニテ適當ノ措置ニ出ツルヲ適當トストノ伊側見解ニ對
スル我方意嚮、會方訓電アリタリト申越セルニ依リ我方ハ
右ニ同意ナル旨及「スポーツマン」^(編注)ヲシテ適當ナル言明
ヲ爲サシムル標準備中(往電合第九一號)ナル旨回答シ置キ

ツツアルニ依リ十六日在伯日獨伊三國大使ハ協議ノ上個別
的ニ且非公式書面ヲ以テ伯國外相ニ對シ南米諸國ノ對樞軸
斷交ハ事實上戰爭ノ性質ヲ帶フルモノト云フヘク夫レニ依
リ生スルコトアルヘキ事態ニ付テハ一切ノ責ハ南米側ニ在
ル旨申入レ其ノ寫ヲ亞、智、祕及「パラグアイ」四國外相
ニ送付シ置キタル趣ナル處「チアノ」外相ヨリ本件ニ關シ
日獨伊三國政府ニ於テ此ノ際正式ノ宣言ヲ爲シ又ハ何等カ
ノ共同措置ニ出ツルコトハ右「デマルシユ」ト重複スルノ
ミナラス南米諸國ニ脅威ヲ與フルノ印象ヲ持タシメ又假令
斷交ト決定スルモ樞軸側ノ軍事的勢力ニハ何等影響スルコ
ト無カルヘシ從テ此ノ際ハ形勢ヲ見送り會議ノ決定ヲ見タ
ル上ニテ適當ノ措置ニ出ツルヲ適當トストノ伊側見解ニ對

455 昭和17年1月21日

在ブラジル石射大使より
東郷外務大臣宛(電報)

対枢軸断交決議案をめぐる情勢及び各種情報

をふまえた今後の見通しについて

リオデジャネイロ 1月21日後発
本省 1月23日夜着

第九七號(緊急)

此ノ一兩日米、伯、亞、智ノ代表間ニ斷交案ヲ廻リ會議外ニテノ往復頻リニ行ハレ情報亂レ飛フノ有様ナルカ日獨伊西國大使館ノ有スル生又ハ生ニ近キ情報ヲ綜合判斷スルニ眞相ト思ハレル情勢左ノ如シ

一、米ハ無條件斷交ヲ飽迄主張シ亞、智、伯ニ對シ傍若無人ノ壓迫ヲ加ヘツツアリ
二、伯大統領ハ心中斷交ヲ欲セサルモ「ウエルズ」ヨリ經濟壓迫(「ガソリン」賣ラス「コーヒー」買ハス等)ヲ以テ驚カサレ早クモ兜ヲ脱キ「アラニヤ」外相ハ元來米藥籠中ノ人物ナルヲ以テ伯ハ今ヤ亞、智ヲモ斷交ノ道連レニ

セント工作中ニテ斷交案ヲ採決セラルル曉ニハ其ノ實行ノ「トップ」ヲ切ルモノト見ラル

三、亞、智ハ米ノ壓迫ニ拘ラス(「ウエルズ」ハ亞ニ對シテハ革命釀成ノ用意アリト迄云ヒタル由)依然トシテ强硬態度ヲ持シツツアリテACヲ斷交ノ道連レニセントスル伯ノ態度ニ憤慨シツツアリ(尤モ亞代表ハ昨二十日午後「カスチヨ」ニ電話ヲ掛け最早ヤ折衷案位ニテ折レル外ナカルヘキ旨ヲ「サゼスト」シタルニ斷然罷リナラヌト云ハレ再ヒ立直リタリスト)

四、昨夜或ル一國ヨリ斷交ヲ主義上認メ實行ハ各國ノ裁量ニ委ストノ所謂「フリーラップツチャ一」案ノ提出アリタルモ米國ノ絕對反對ニ依リ葬リ去ラレタリ米ハ二十二日(木曜日)中ニ是非トモ無條件斷交案ヲ成立セシムヘク活躍中ニシテ本問題ノ峠ハ今明日中ニ差迫レルモノノ如シ五、亞、智ノ態度ハ目下ノ所右ノ如ク頼母シキモ何分ニモ守勢ニ立チ而モ無勢ナルヲ以テ前途憂慮ニ堪ヘス愈々ノ場合已ムヲ得ス亞、智ヲ除ク多數決ヲ以テ裁決(之ハ米ノ面目ニ拘ル)スル可能性アリ又米トシテハ全會一致ヲ欲スル所ヨリシテ「フリーラップチャ一」ニ近キ修正テ我慢

一 汎米外相会議と南米諸國の中立

スルコトモ考へラレ目下盛ノニ揉ミ合ツテ居ル由ニテ其ノ成行ニ付テハ我方ハ本電起案中未タ確タル見透シヲ付ケ得サルモ多分ニ悲觀的ニシテ少クモ伯刺西爾ノ關スル限り最早之ニ望ヲ得サルモノト認ム(二十一日午後十時半發電)

御見込ニ依リ要領亞、智、祕へ轉電アリタシ

456

昭和17年1月22日

在ブラジル石射大使より
東郷外務大臣宛(電報)

断交決議案に関する枢軸国側申入れへのプラ

ジル外相回答振り

リオデジャネイロ 1月22日後発
本省 1月24日前着

第一一五號(至急)

外相會議ニ於ケル國交斷絶案ニ關シ曩ニ獨伊大使ト同時ニ

外相宛私信ヲ以テ日本ハ南米諸國ニ對シ何等意圖ヲ有セス

且ツ多年ノ友好關係ニ鑑ミ中立國同様其ノ立場ヲ尊重シ來

レル次第ナルカ會議力交戰國ヲモ加ヘ且ツ敵國ヲ援助スル

爲協同シテ斷交ノ決議ヲ爲スニ於テハ右ハ日本ノ尊重スル

地位ヲ自己ノ責任ニ於テ自ラ捨テテ戰爭ノ火中ニ投スルモノニテ日伯國交上憂フヘキ事態ヲ誘發スルヲ恐ルルニ付會議議長及南米大國ノ外相トシテ外相ノ善處方ヲ要請シ置ケル處二十日附ヲ以テ「アラニア」ヨリ(伯國ハ今迄歐洲戰爭ニ對シ中立ヲ維持シ來レルモ米洲一國ニ對スル日本ノ攻撃ト獨伊ノ宣戰ハ米洲ノ最高利益ノ指示スル處ニ依リ別ノ進路ヲ取リタルコト)外交交通商關係斷絶ハ制限的措置ニシテ國際法ニ依ル戰爭狀態ヲ意味セサルコト(若シ帝國政府ニ於テ右決議カ兩國間ニ憂フヘキ事態ヲ誘發スルモノト解サハ伯國政府ハ之ヲ遺憾トスルモ之ハ伯國ノ責ニアラストノ趣旨ヲ回答セリ)

457

昭和17年1月24日

在スペイン須磨公使より
東郷外務大臣宛(電報)

汎米外相會議の経過及びその影響に関するス

ペイン外相内話について

マドリード 1月24日後発
本省 1月26日前着

第八〇號

本二十四日「スニエル」外相ノ本使ヘノ内話要領左ノ通り

一、「サラザール」首相ノ來西ハ來月八日葡國大統領ノ改選
(形式的)アル爲遲延シ來月三日又ハ十一日頃當地ニ來ル
旨申越シタリ

二、「リオ」會議ノ不結果ハ西班牙ニモ重大ナル影響アリ即

チ「イスパニダ」運動(汎西班牙主義)ト「ノンベリジ

エランシー」トノ板挾ノ窮地ニ陷ル危險アレハナリ本日

亞國大使來訪シ昨日當地ニ於テ在獨在伊ノ兩大使急遽參

集シ三人協議ノ結果亞トシテ歐洲ト斷交スルコト絕對不

可ナル旨竝ニ米上院外交委員長「コノリー」ノ發言モア

リ國家ノ體面上ヨリモ米ニ追從スヘカラサル旨進言シタ

ルカ今後ノ推移ニモ依ルコト乍ラ亞カ頑張レハ智モ之ニ

同調スヘキニ付辛棒願度シト内話アリタリ尙亞大使ハ會

議カスノ如キ結果ニ至リタル原因ハ(一)米カ金ニ糸目ヲカ

ケス凡ユル便宜ヲ供與シタルコト(祕露大使ヨリモ本日

同國ニ於テ伊太利資本家ノ支持ヲモ得テ米ニ拮抗セント

シタルモ弗ノ力ニ及ハサリシ旨内話アリ)(二)樞軸カ共同

ニテ斷交ハ戰爭ナル旨書面ヲ以テ申入レタルコトカ三國

干涉ノ印象ヲ起シ自負心強キ南米人カ強ク之ニ反抗シタ

ルコトノ二點ニ在リト附言セリ

三、以上ニ鑑ミ西班牙トシテハ暫クノ間靜カニ形勢ヲ見送リ
ノ積リナルカ樞軸トシテモ之ニ呼應シ絕對刺戟ヲ避ケ無
言ノ威力ニ依リ善處セラレタクスケハ亞、智兩國丈ケ
ハ引止メ得ルヤモ知レス

葡ヘ轉電セリ

458 昭和17年1月24日

在⁽¹⁾ブラジル石射大使より
東鄉外務大臣宛(電報)

一、
ブラジルの対枢軸断交阻止を目的とした諸工
作に関する独伊大使との申合せについて

リオデジャネイロ 1月24日後発

本省 1月27日前着

第一三六號(極祕)

一、
断交決議案ハ幸ヒニ亞國ノ强硬態度ニ依リ勸告案ニ變形
シ大勢上ハ我ニ幾分有利トナリタル譯ナルモ伯國ニ關ス
ル限り問題ハ依然殘サレ居ル次第ナリ即チ亞、智兩國ハ
各々近ク行ハルル總選舉迄ハ現狀維持ト常識的ニ考ヘテ
差支無カルヘキ處伯國ノ態度ニ至リテハ頗ル疑問ナリ二

十三日午前樞軸三大使(マニ)下其ノ有スル情報ハ

確言シ難シト云ヒ獨リ伯ハ斷交已ムナシト確言シタル

皮想的「コンフリクト」ニシテ伯ノ態度ヲ判斷スル

ニ足ルモノ無シ(尤モ本日ノ夕刊紙ハ今ニモ斷交ヲ匂ハ

セ居ル「アラニヤ」外相ノ談話ヲ載セ居レリ(省略)(別電參照))

夫レハ兎ニ角差當リ樞軸出先トシテハ伯國ヲンテ斷交ニ

出テシメサル目的ヲ以テ更ニ運動スルコトニ申合セ不取

敢左ノ「ステップ」ヲ執ルコトセリ

(イ)在當地「カトリック」大僧正カ「バルース」大統領個

人ニ對シ又政治的ニモ勢力ヲ有スルニ鑑ミ伊大使ハ至

急之ニ面談シ大統領ヘノ勸告ヲ依頼スルコト

(ロ)陸軍大臣ハ今尙斷交不可論者ナリト認メラルニ付日

獨大使ハ其ノ陸軍武官ノ手ニテ同大臣ヲ說カシムルコ

ト(大使自身之トノ面談ハ少クトモ會議中ハ機微ナル

ニ付避ケルコト)

二、伯國政府勸告案成立以前一旦既ニ斷交ヲ決意シ居タル

コトハ左記事實ニ依リ之ヲ認ムルコト得ヘシ

(イ)外務省ハ往電第八〇號ノ趣旨ニ依リ亞、智、伯各大使

ヲ招致シ斷交回避方申入レタルニ亞ハ斷交セスト答ヘ

智ハ本國政府ヨリ「インフォーム」サレ居ラサルニ付

由(昨二十三日夜伯林外務省ヨリ當地獨大使ヘ着電)

(ロ)往電第一一五號二十一日附「アラニヤ」ノ本使ヘノ返

事(獨伊大使共ニ殆ド同趣旨ノ返事ヲ受取レリ)ハ斷交

ヲ以テ前提トシ居ルカ如キ素振リヲ爲シ居ルコト

右ノ如ク一旦斷交ヲ決意シタル伯ノ態度ハ非義務的ナ勸告

案ノ成立ニ依リ反省的又ハ日和見ニナリタルヤ否ヤ伯ノ對

A、C國關係及ヒ伯ノ對米關係ヘノ考察ヨリシテ兩說立チ

居リテ今ノ所何レトモ見定ムルニ至ラス不取敢(二十四日

午后十時)

亞、智、祕ヘ轉電アリタシ

~~~~~

459 昭和17年1月25日 東郷外務大臣より  
在独國大島大使、在アルゼンチン富井  
大使、在ソ連邦建川大使他宛電報

### 汎米外相会議の経過について

本省 1月25日後9時発

合第一七一號(至急)

本月十五日開會ノ「リオ、デ、ジャネイロ」ニ於ケル第三

回米洲外務大臣會議ハ參加國二十一ヶ國ニテ大陸防衛及經

濟連帶ノ二個ノ委員會ニ分レ各國ヨリ提案セラレタル八十  
一ノ議案ニ付審議中ナルカ米國ノ主目的ハ米洲諸國全部ノ  
共同宣戰布告案及ヒ對米經濟並ニ軍事協力案成立ニ在ル處  
米側ハ宣戰布告案可決ノ望ミ薄ナルヲ知ルヤ「メキシコ」  
「コロンビア」等ヲシテ未タ中立ヲ維持シ居ル米洲諸國全  
部ノ對樞軸共同斷交決議案提案セシメ之カ成立ノ爲惡辣極  
マル策謀ト言語ニ絶スル威壓ヲ加ヘ先ツ伯ヲ威嚇乃至懷柔  
シテ斡旋役タラシメ亞、智、祕三國ヨリナル斷交反對「ブ  
ロツク」ノ成立ヲ妨ケ各個擊破的ニ之ヲ軟化セシムル工作  
ニ努メ祕露ニ好餉ヲ與ヘテ斷交ニ傾カシムルニ成功シ智利  
モ中頃ハ米ノ壓迫ニ抗シ兼ヌルヤノ氣配ヲ示シタルカ亞ハ  
依然中立ヲ堅持シ米國ヲ非交戰國ト認メタル從來ノ措置コ  
ソ最モ米洲ノ利益ニ合致ストナシ飽迄共同斷交決議其儘ニ  
テハ贊成セス他方智利モ米ノ態度ニ慊ラサルニ至リ斷交反  
對ニ立直リタル爲此處ニ米及親米國トア、智兩國ノ對立激  
化シ樂屋裏ニテ各種ノ暗躍行ハレタルカ結局各自ノ議會ノ  
協賛ヲ留保條件トシテ共同斷交決議ヲ成立セシメントスル  
妥協案作成セラレ亞、智モ遂ニ之ニ反對シ得サル立場トナ  
レリト傳ヘラレ曲リナリニモ共同斷交決議ノ成立ヲ見ルヤ

ニ危フマレタル處亞ハ飽迄强硬ニ共同斷交決議ノ趣旨ニ反  
對シ結局原案ヲ骨抜トシ各自ノ國內法規ト立場ニ從フヘキ  
趣旨ノ斷交勸告案カ委員會ヲ通過スルニ至レル模様ナリ右  
勸告案ノ詳細ナル内容及同案ニ對スル各國ノ動向等ハ未タ  
見究メ付ケ難ク又米國ノ今後ノ必死ノ工作モ豫想セラレ前  
途猶樂觀ヲ許ササルモノアリ右以外ニ經濟協力等アル様ナ  
ルモ果シテ斷交問題カ右觀<sup>(動)</sup>告案ノ程度ニテ落付キタルニ於  
テハ右案ニ關スル限り米トシテハ南米諸國ヲ全部斷交決議  
ニテシバリ一絲亂レス自己ノ傘下ニ置カントスル主要目的  
ヲ果シ得サリシコトトナリ著シク其ノ面目ヲ失墜スルノ結果  
トナリタルハ爭ヒ難キ所ト言フヘク會議ノ全貌未タ明カ  
ナラサルモ最近迄ノ經緯不取敢電報ス  
獨ヨリ伊、西、葡ヘ轉電アリタシ  
亞ヨリ智、祕ヘ轉電アリタシ  
河内ヨリ西貢ヘ轉電アリタシ

本電宛先 在獨、亞、蘇、滿、支、上海、北京、河内

昭和17年1月27日

在チリ山形公使より  
東郷外務大臣宛(電報)

汎米外相会議に関する在チリ独国大使等から  
の情報について

サンティアゴ 1月27日後発  
本 省 1月28日後着

<sup>(1)</sup> 第九一號(極秘)

一、最近本使カ何等カ當國政府ヲ壓迫スルナラントテ新聞等  
カ大ナル關心ヲ持チタルニ付態ト外務省往訪ヲ差控ヘタ  
ルカ二十七日獨大使往訪臨時外相トノ會談内容ヲ尋ネタ  
ル處同大使ハ「臨時外相ハ極メテ率直ニ會議ノ決定ハ勸  
告ニ過キス之ヲ議會ニ附議スルノ義務ヲ負ヒタル次第  
ハ非ス戰爭ニ導ク惧大ナル斷交ノ如キハ現政府ノ欲スル  
所ニ非サルヲ以テ之ヲ議會ニ附議スルノ意思ナシ經濟斷  
交モ亦然リト明言セリ」ト答ヘタリ尤モ同大使ハ經濟斷  
交ハ實際上ノ手心ニテ如何様ニモ實施シ得ルヲ以テ議會  
ニ附議スルヤ否ヤハ大シテ問題トハナラスト附言シ居タ  
リ

一 汎米外相会議と南米諸國の中立

二、當國外務省ニテ「リオデジヤネイロ」來電ヲ祕力ニ閱讀

セル獨大使館員ノ内話左ノ通り

最初<sup>(2)</sup>「アラニア」カ米國側ノ意ヲ受ケテ提示セルハ無條  
件即時斷交案ナリシカ智亞兩國トモ之ニ對シ強抗ニ反対  
セル爲「ア」ハ各國ノ特殊事情ト法制尊重トノ留保ヲ附  
シタル斷交案ヲ作成シ之カ採擇ヲ迫ル一方「ウェルズ」  
ハ大ナル壓迫ヲ加ヘタル爲智利代表ハ本國政府ニ請訓セ  
ルニ至リタルカ智利政府ノ回訓ハ斷交ニ賛成シ得サル事  
實及如何ナル場合ニ於テモ議會ニ附議スルヲ必要トス  
(之ニ依リテ政府ハ遷延策ヲ採ラントスルモノナリ)トノ  
趣旨ナリシヲ以テ「ロセツティ」全權ハ其ノ立場ヲ固守  
シタル處「ギニアス」ハ豫想ニ反シ本國政府ノ意嚮ヲ確  
メ次テ右「アラニア」案採擇ノ外ナシト考フルニ至リタ  
ルカ亞國政府ハ之ヲ知リ勸告ノ程度ニ非レハ契約シ得サ  
ル旨通告シ來リタル結果智亞兩國大使ノ努力ニ依リ勸告  
案ニ纏リタル次第ナリ(立法機關ニ附議ストノ智利側ノ  
理由ハ認メラレ居ル由)

亞へ轉電セリ



昭和17年1月31日

東郷外務大臣より  
在独國大島大使 在アルゼンチン富井  
大使 在ソ連邦建川大使他宛(電報)

### 汎米外相會議における対枢軸断交決議案等の 帰結について

#### 付記

昭和十七年一月二十六日付、亞米利加局第二  
課作成

〔對羅典亞米利加諸國第一期施策方針ニ關スル件〕

本省 1月31日後9時発

往電合第一七一號ニ關シ  
合第二四三號

一、其ノ後對樞軸共同斷交決議案ニ對スル亞爾然丁、智利ノ  
反對依然強硬ナリシ爲米側ハ決議案ヲ諦メ各國ハ自國ノ  
國內法ト戰爭ニ對スル立場ニ基キ樞軸國ト斷交スルコト  
ヲ勸告スル趣旨即チ原案ヲ骨抜トナシタル勸告案トシテ  
辛ウシテ二十三日夜政治委員會ヲ通過シタリ又同委員會  
ハ右ノ外對樞軸交戰國ヲ非交戰國ト認メ之ニ連帶ヲ表明  
スル案日本ノ侵略糺彈案及在留樞軸國人取締等ニ關スル  
決議ヲ成立セシメタリ

二、他方經濟委員會ニ於テハ米國ハ對樞軸經濟斷交決議ヲ成

立セシムルコトニ依リ實質的ニ樞軸打倒ノ目的ヲ貫撤セ  
ント志シ墨西哥ヲシテ經濟斷交決議案ヲ提出セシメタル  
モ亞、智兩國ハ國內法規及國際條約ニ低觸セサル限り受  
諾スヘシトノ留保ヲ附シ且ツ原案ハ結局決議トシテハ成  
立セス勸告トシテ二十四日ノ委員會ヲ通過セリ右ノ外經  
濟上ノ技術的諸問題ニ關スル協力案及ヒ關稅障壁撤廢案、  
米洲生產擴充案、金融協力案等採擇セラレタリ  
以上ノ諸案ハ何レモ本會議ニ於テ正式ニ成立シ二十八日  
會議ハ閉會トナレリ  
三、以上ノ如ク米國ハ當初ノ目的ヲ完遂シ得スニ終リタル次  
第ナルカ南米制覇ノ野望ハ寧ロ今後經濟的軍事的強壓ニ  
依リ益々增强セラルヘク米ヘノ依存以外ニ存立ノ途ナキ  
國ハ經濟協調ノ美辭ト武力的強壓トニ依リ逐次米國ノ意  
ニ盲從スルノ餘儀ナキニ至ルヘク亞、智兩國ト雖モ今後  
ノ狀況如何ニ依リテハ動向逆堵シ難キモ米力果シテ對南  
米經濟援助ヲ口約通り實行シ得ルヤ否ヤハ南米諸國ヲ米  
ノ陣營ニ繫キ止メ得ルヤ否ヤノ一ノ重大ナル指標ナルヤ  
ニ思考セラル

四、尙亞、智兩國政府ハ會議後ニ於テモ突發的事態ノ生セサ

# 一 汎米外相會議と南米諸國の中立

ル限り斷交ハセサルヘキ旨我方へ表明シ居レルカ「パラ  
グアイ」ヲ除キ伯、<sup>(マニ)</sup>制霸、祕露、「ウルグアイ」「ボリビ  
ア」及「エクアドル」ハ二十九日迄ニ相次テ樞軸國ト  
ノ斷交ヲ聲明シ夫々我方ヘモ通告シ來レル處「バ」ハ目  
下國內ニ軍部及親樞軸派ノ反對アリ内紛ヲ生シ居ル由ナ  
リ

獨ヨリ在歐各大公使ヘ電報アリタシ

亞ヨリ智ヘ轉電アリタシ

河内ヨリ西貢ヘ轉電アリタシ

宛先

在獨 大島大使

亞 富井大使

蘇 建川大使

滿 梅津大使

支 重光大使

上海總領事

北京參事官

河内芳澤大使

獨ヨリ佛、西、瑞典、洪、勃、羅馬尼、葡萄牙、芬蘭、維

納ヘ轉電シ漢堡ヘ可然轉報アリタク佛ヨリ馬耳塞ヘ轉電セ  
シメラレタシ

上海ヨリ蘇州、杭州ヘ可然轉報アリタシ

天津ヨリ山海關、塘沽、唐山ヘ可然轉報アリタシ

青島ヨリ坊子ヘ可然轉報アリタシ

濟南ヨリ張店、博山ヘ可然轉報アリタシ

徐州ヨリ海州ヘ可然轉報アリタシ

南京ヨリ蕪湖ヘ可然轉報アリタシ

張家口ヨリ大同ヘ可然轉報アリタシ

厚和ヨリ包頭ヘ可然轉報アリタシ

芝罘ヨリ威海衛ヘ可然轉報アリタシ

哈爾賓ヨリ黑河ヘ可然轉報アリタシ

## （付記）

對羅典亞米利加諸國第二期施策方針ニ關スル件

第三回米洲外務大臣會議ニ於テ米國ノ企圖セル對樞軸國共  
同宣戰布告決議案及共同斷交決議案ハ何レモ成立ニ至ラズ  
辛ウジテ斷交勸告案等ノ成立ヲ見タル模様ナル處差當リ亞、  
智兩國ノ具体的態度決定迄ヲ第二期施策期間トシ右期間ニ

於ケル施策方針ヲ概ネ左ノ通り設定ス

ス

本件陸、海、參、軍ト打合濟ミナリ

### 一、方針

引續キ南米諸國ノ斷交阻止ニ努ムルモ特ニ亞、智兩國ニ  
對スル工作ニ重點ヲ置キ米國ノ強壓ト惡辣ナル策謀ヲ曝  
露スルト共ニ斷交ヲ敢テスル國ニ對シテハ今後斷交ニ依

リテ發生スベキ如何ナル事態ニ付テモ其ノ責任ハ其ノ國  
ノ負フベキモノナルコトヲ明確ニシ米英ト之等諸國トノ  
交通ヲ脅カス等ノ威壓ヲ加ヘテ之等諸國ノ國防上經濟上  
ノ不安感ヲ激成シ對米怨恨ノ激發ヲ圖リ以テ汎米體制ノ  
弛緩ニ導クモノトス

斷交國ニ於ケル我方利益ノ保護及在留邦人並ニ本邦企業  
ニ對スル不當ノ措置ヲ防止スル爲適切ナル措置ヲ講ズル  
モノトス

樞軸國中帝國ノミ單獨ニテ斷交乃至宣戰ノ目標トセラレ  
ザル様留意スルト共ニ第一項及第二項ニ關シテハ情況ニ  
應ジ隨時獨、伊側ト緊密ナル連絡ヲ保持スルモノトス

(註)

一、伯國ニ對スル工作ニモ引續キ力ヲ注グベキハ勿論ト

三、西、葡及羅馬法王廳ニ關スル施策ヲ一層強化ス

三、我方威壓手段ノ實施ニ關シテハ獨、伊ト連絡シテ之  
ヲ行ヒ斷交國ニ對シテハ國際法規ニ遵ヒ嚴正ニ措置  
スベキモ未ダ断交セザル國ニ對シテハ適宜考慮ヲ加

ア

### 二、要領

前記方針ニ基キ左記要領ニ依リ施策ス

(一) 帝國ガ羅典亞米利加諸國ニ對シ何等異圖ヲ有セザルノ  
ミナラズ出來得ル限り友好關係ヲ維持スルニ努力シ居  
ルニ拘ハラズ米國ガ強壓ト策謀ヲ以テ之等諸國ヲ屈服  
セシムルニ至レルハ眞ニ遺憾ナルコトヲ表明スル一方  
斷交ガ實質的ニ宣戰ト異ナル所ナキニ立到ル惧アル點  
ヲ相手國政府ヘ更ニ徹底セシメ假令如何ニ米國側ヨリ  
ノ壓迫大ナリシニセヨ断交ヲ敢テスル諸國ハ今後發生  
シ得ベキ事態ニ付全責任ヲ負フベキモノナルコトヲ闡  
明シ且ツ之ヲ相手方ニ申シ入ルルコト

## 一 汎米外相會議と南米諸國の中立

(二)米洲諸國ガ米國ノ強壓下ニ一方的ニ國際法乃至國際慣例ヲ變更セントスル措置(例ヘバ所謂米洲安全水域ノ設定及ビ米洲國ト非米洲國トノ戰爭ニ於ケル米洲國ノ非交戦取扱宣言ノ如シ)ハ帝國政府ノ承認スル所ニ非ザルコトヲ必要ニ應ジ獨、伊ト共同ニ適當ノ時期ニ於テ闡明スルコト

(三)南米諸國中我方ニ對シ斷交ヲ敢テセルモノハ米國ノ惡辣ナル策謀ト強壓ニ基キ不本意乍ラ之ヲ餘儀ナクセラレタルモノナルコトヲ曝露シ南米諸國民ノ對米憎惡感ヲ醸成セシムル如ク宣傳工作ヲ行フコト

(四)斷交國ガ不當ナル措置ヲ在留邦人及本邦事業ニ對シ加

フルコトハ帝國ノ看過シ得ザルモノナルコト及之ニ對シテハ我方ニ於テモ充分ノ決意ヲ有スルモノナルコト

ヲ適當ノ方法ニヨリ先方ニ徹底セシムルコト

(五)對樞軸國共同斷交決議ニ反對シタル亞爾然丁及智利ニ

關シテハ今次通過シタル斷交勸告ニ從ハシメザル様極

力工作ニ努ムベク特ニ通商再開工作及大統領選舉工作等ヲ有效適切ニ實施スルコト

(六)出來得ル限り速カニ兩米間ノ經濟交通路ヲ脅カスコト

等ニ依リ米國ノ國防充實ヲ阻害スルト共ニ現實ニ我威

力ヲ墨西哥並ニ中米諸國及南米北部諸國ノ近海ニ於テ示シ之等諸國ノ國防上及經濟上ノ不安感ヲ激成シ右ガ米國ノ強制ニ依リ對日斷交乃至宣戰ニ出デタル爲ニ生ジタルモノナルコトヲ理解セシメ以テ民心ヲ米國ヨリノ離反ニ誘導スルコト

但シ右威壓ハ差當リ斷交國船ニ對シテハ之ヲ實施セズ又斷交セザル國ニ對シテハ右威壓ノ實施ニ因ル損害ヲ出來得ル限り免レ之ヲ米英ニ轉嫁セシムル爲ノ豫防措置ヲ講ゼシムルコト

462

昭和17年1月31日 東郷外務大臣より  
在独國大島大使、在伊國堀切大使宛  
(電報)

アルゼンチン及びチリへの謝意伝達と今後の  
対南米政策方針につき任国へ説明方訓令

本省 1月31日後9時発

合第一四六號

第三國米洲外相會議後ノ對策ニ關シテハ詳細追電スヘキ處  
(同)  
右トハ別ニ我方トシテハ同會議ニ於ケル米側ノ惡辣ナル策

謀ト威壓ニ屈セス其ノ野望ヲ一應挫折セシメタル亞、智兩國ニ對スル尊敬ヲ表明シ其ノ國民的衿持ノ保持ニ資セシムルコト機宜ノ措置ト認メタルニ付在亞大使及在智公使ニ對シ

(一)亞、智兩國カ世界史的大轉換期ニ對スル認識ヲ誤ラス會議ニ於テ克ク自主獨往ノ態度ヲ堅持シ對樞軸共同宣戰布告乃至斷交決議案等ニ反対シ以テ其ノ主權ヲ擁護シタル毅然タル態度ハ帝國政府ノ深ク敬意ヲ表スル所ナルコト及ヒ

獨ヨリ西、葡ヘ轉電アリタシ  
本電宛先 獨、伊

ヘ連絡方約シ置キタル經緯アルモ前記二點ノ對亞、智傳達方ハ三國共同措置トセサル方諸般ノ關係上得策ト認メ我方單獨ニテ之ヲ實施スルコトセル次第ナルカ三十一年念ノ爲其ノ趣旨ヲ獨伊兩大使館側ヘ連絡セシメ置キタルニ付貴大使ハ貴任國政府ニ對シ参考トシテ本件我方措置ヲ可然説明シ置カレタシ

(二)帝國政府ハ兩國ノ困難ナル立場ニ深甚ナル同情ヲ寄スルモノニシテ右ハ信義ヲ重ンスル帝國ノ深ク銘記スル所ナルカ今後共南米ノ最大雄邦トシテノ衿持ト榮譽ヲ持續セラレンコトヲ切望スルコト(智利ニ付テハ太平洋ヲ隔ツル帝國トノ善隣關係ノ密<sup>(接カ)</sup>切化ヲ望ム)

コトヲ適當ノ機會ヲ捉へ兩國政府ニ對シ帝國政府ノ名ニ於テ口頭ヲ以テ傳達方夫々訓令セリ

今後ノ對南米政策ノ實施ニ關シテハ最近在京伊國大使館ヨリモ連絡越ノ次第アリタルニ付我方トシテハ會議ノ結末ヲ全面的ニ檢討シタル上ニテ適切有效ナル方策ヲ研究シ伊側